

尼人第424号  
令和6年6月14日

特定非営利活動法人 日本タバコフリー学会  
代表理事 菌 潤 様

尼崎市 長  
松本 眞

「尼崎市役所職員の勤務時間内禁煙の徹底と、敷地内屋外喫煙所廃止の要望」(2024年5月22日付け)に対する回答について

職員の勤務時間内における喫煙につきましては、随時、庁内イントラネットへの掲載による周知を行い、加えて、5月31日の「世界禁煙デー」に合わせ、勤務時間内の禁煙を含めた、たばこに関するルール徹底と禁煙への取組を促したところです。

たばこ等におけるルール遵守・マナー向上を推進している本市としましても、職員に対しても同様に、たばこに関するマナー向上を促す必要があると考えており、今後も取組を継続してまいります。

なお、敷地内の屋外喫煙所につきましては、分煙を目的に設置しており、市民の方々にも御利用いただいておりますことから、現時点では撤去することは考えておりません。

以上  
(人事課)